

こどもの通院にかかる渡航費助成制度

本事業は国や県からの補助が無い竹富町独自の制度（町単独事業）です。

船舶等を利用して通院した場合のお子さまと付添う保護者1名の渡航費を助成します。この制度は保護者の子育てにかかる経済的負担を軽減することを目的としており、平成25年4月より開始しました。助成額は離島割引適用後の額となります。



【制度について】

助成対象者	こども医療費助成金受給資格を有しており、受給者証の交付を受けている児童（小学1年生～中学卒業まで）
	上記の児童の受診にあたり、付添を行う保護者1名
補助の対象となる渡航費等	竹富町内の各島発割引運賃 （片道ずつチケット購入した場合も往復運賃の助成となります。）
	石垣市内の医療機関で治療困難と判断された場合に限り、沖縄本島までの離島割引を適用した航空運賃往復の二分之一
	治療の都合によりやむを得ず宿泊を要する場合、宿泊施設での宿泊に対し1泊4千円を限度として助成します。
助成金の申請方法	申請書兼請求書に必要事項をご記入の上、必要書類を添えて最寄りの出張所または竹富町役場こども未来課にご提出ください。（郵送可）
	<申請に必要なもの> ・ こどもの通院にかかる渡航費助成申請書兼請求書 ・ 医療機関が発行する領収書（原本） ・ 船会社や航空会社が発行した渡航を証明する領収書（原本）

【注意点】

- ①令和7年4月1日申請受付分より、医療保険各法以外（自由診療）の受診においては児童及び保護者の付添いも助成対象となりません。
- ②小学校就学前のお子さま等、渡航にかかる運賃免除のサービスがある場合は助成の対象となりません。
- ③虚偽の申請及び請求を行った場合は、助成金の交付を取消し、既に交付した助成金の返還を求めます。



お問い合わせ先
〒907-8503
沖縄県石垣市美崎町11番地1
竹富町役場 こども未来課 子育て・障害福祉係
TEL: 0980-87-0089
FAX: 0980-82-3745